

H A C C P 対応のための水産加工・流通施設の改修支援事業実施要綱

2 4 水 漁 第 1 6 7 8 号
平成 2 5 年 2 月 2 6 日
農林水産事務次官依命通知

第 1 趣旨

近年、世界的な日本食の評価の高まり、アジア諸国等の経済発展に伴う富裕層の増加等により、安全で高品質な我が国水産物に対するニーズが海外で大きくなっており、我が国水産物の輸出拡大が水産業の更なる成長に必要となっている。

水産物の輸出に当たっては、水産加工・流通施設が輸出先国の求める衛生条件を満たすことが必要であり、世界に通用する H A C C P 基準等を満たすための施設の改修が輸出促進にとって急務である。

これを受け、輸出拡大を目指す水産加工・流通業者が行う輸出先国の H A C C P 基準等を満たすための施設の改修整備を進めるものである。

第 2 事業の内容等

(1) 事業内容

漁港における高度な衛生管理手法が導入されている地域等において、輸出拡大を目指す水産加工・流通業者が行う輸出先国の H A C C P 基準等を満たすための施設の改修整備に要する経費を助成する。

(2) 事業実施主体

水産庁長官が別に定める者から公募により選定された者とする。

(3) 採択基準

次のいずれかに該当する者が、輸出拡大のために行う水産加工・流通施設の改修整備をする場合であって、当該改修整備により新たに当該施設の H A C C P 認定の取得又は輸出先国の求める同国への輸入の要件を満たすことが見込まれる場合とする。

- ① 高度な衛生管理手法が導入されている港又は当該手法の導入が既に計画されている港のある地域に立地する施設を自ら有する者
- ② ①の地域から直接原料の供給を受ける者
- ③ 対 E U 輸出水産食品の取扱いについて（平成21年 6 月 4 日付け食安発第0603001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知、21消安第2148号農林水産省消費・安全局長通知、21水漁第175号水産庁長官通知）に基づき都道府県が登録した漁船又は養殖場から直接原料の供給を受ける者

(4) 補助率

事業の補助率は、1 / 2 以内とする。

(5) 交付対象事業費

交付対象となる事業費については、水産庁長官が別に定めるところによるものとする。

(6) 事業計画の策定及び審査

- ① 補助金の交付を受けようとする事業実施主体は、別記様式第1号により、本補助金の要望額その他必要な事項を記載した事業計画を策定して水産庁長官に提出し、水産庁長官の承認を得るものとする。

なお、事業計画の策定・提出に当たっては、水産庁長官が別に定めるところにより費用・便益分析を行い、その計算書を事業計画に添付するものとする。

- ② 水産庁長官は、提出を受けた事業計画について、(3)の採択基準及び水産庁長官が別に定める事業計画の承認に当たっての留意事項に基づき審査を行い、適切であると認める場合には承認するものとする。

(7) 補助金の配分

国は、予算の範囲内において、補助するものとする。

(8) 事業計画の変更

- ① 事業計画の承認を受けた事業実施主体は、次に掲げる場合には、事業計画の変更ができるものとする。

なお、イ及びウの事業計画の変更を行う場合には、水産庁長官の承認を得るものとする。

ア 補助率の範囲内で、事業計画における補助金の配分を変更する場合

イ 事業の追加、大幅な変更又は廃止をする場合

ウ 事業実施主体を変更する場合

- ② 水産庁長官への変更承認申請は、別記様式第2号により行うものとする。

第3 HACCP対応のための水産加工・流通施設の改修支援事業費の交付

国は、承認された事業計画を策定した事業実施主体に対して、予算の範囲内において、補助金を、HACCP対応のための水産加工・流通施設の改修支援事業交付要綱（平成25年2月26日付け24水漁第1679号農林水産事務次官依命通知）に定めるところにより交付するものとする。

第4 事業の実施状況の確認及び指導

水産庁長官は、HACCP対応のための水産加工・流通施設の改修支援事業交付要綱第11の規定に基づき報告を求めた事業計画の実施状況が低い水準に止まっている場合には、事業実施主体に対し、その理由及び事業達成の見通しを明らかにすることを求めるとともに、改善の指導を行うものとする。

第5 委任

HACCP対応のための水産加工・流通施設の改修支援事業の実施に関し必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、水産庁長官が別に定めるところによるものとする。

番 号
年 月 日

水産庁長官 ○ ○ ○ ○ 殿

事業実施主体

代表者 氏名 (印)

平成〇〇年度H A C C P 対応のための水産加工・流通施設の
改修支援事業実施計画承認申請書

平成〇〇年度H A C C P 対応のための水産加工・流通施設の改修支援事業実施計画を策定したので、H A C C P 対応のための水産加工・流通施設の改修支援事業実施要綱（平成25年 2 月26日付け24水漁第1678号農林水産事務次官依命通知）第 2 の（ 6 ）の規定に基づき、提出する。

記

（注）別添平成〇〇年度H A C C P 対応のための水産加工・流通施設の改修支援事業実施計画を添付すること。

別添（別記様式第 1 号関係）

平成〇〇年度HACCP対応のための水産加工・流通施設の改修支援事業実施計画書

I 衛生管理の取組の概要

--

- ※1 漁港地区又は港湾地区における衛生管理手法が導入されている場合又は導入の計画がある場合には、その内容を簡潔に記載すること。
- 2 衛生管理手法が導入されている港の所在する地区又は当該手法の計画がある地区から直接原料の供給を受けている場合は、その内容を衛生管理の実施状況を含め簡潔に記載すること。
- 3 「対EU輸出水産食品の取扱いについて」に基づき、都道府県が登録した漁船又は養殖場から直接原料の供給を受けている場合は、その内容を衛生管理の実施状況を含め簡潔に記載すること。

II 事業の内容・実施手法等

1. 施設改修の内容

--

- ※ 施設改修の内容について、以下の点を明記した上で具体的に記載すること。
- ① 施設改修の所在地
 - ② 現行の施設で、HACCP認定を受けるのに不足している点又は輸出先国の求める登録要件に不足している点
 - ③ ②を踏まえた施設改修の具体的な内容（施設の内容については、2の事業費の内訳と同様にすること）
- また、附帯する設備等の購入を予定している場合には、それも含めて記載すること。

2. 事業費等の内訳

改 修 の 内 容	事業費(千円)	補 助 額	事業実施期間
工事費 建設工事費 直接工事費 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇 共通仮設費 諸経費 現場経費 一般管理費等 製造請負工事費 機械器具・機材費 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇 運搬費 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇 組立据付工事費 工事費 直接工事費 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇 機械器具損料 共通仮設費 諸経費 機械器具費 本機購入費 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇 付属機械器具購入費 〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇			

事業雑費			
実施設計費			
工事雑費			

※ 「〇〇〇〇〇〇〇〇」については、改修施設及び付帯設備等を詳細に記載すること。

例：直接工事費 搬入場、床、排水溝、天井等

機械器具・機材費及び機械器具費 冷蔵庫、殺菌装置等

Ⅲ 輸出拡大の見込み

--

※ 輸出拡大の見込みについては、拡大を図る水産物の種類、輸出先国及び輸出拡大の目標を記載（複数の水産物を複数の国に輸出する見込みがある場合は、どの水産物をどの国に輸出する見込みなのかをわかるように記載）すること。

なお、現在、輸出を実施している場合は、その状況についても記載すること。

（注）添付資料

- 1 費用・便益分析計算書
- 2 整備しようとする施設の詳細資料（能力、仕様、位置などを示したもの）
- 3 その他、衛生管理に関する資料
 - ① 製造工程図
 - ② 施設図面
 - ③ 標準作業手順書
 - ④ 危害分析（HA）に関する資料

番 号
年 月 日

水産庁長官 ○ ○ ○ ○ 殿

事業実施主体

代表者 氏名 (印)

平成〇〇年度H A C C P 対応のための水産加工・流通施設の
改修支援事業実施計画変更承認申請書

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇〇〇号をもって提出した、平成〇〇年度H A C C P 対応のための水産加工・流通施設の改修支援事業計画を下記の理由により変更したいので、H A C C P 対応のための水産加工・流通施設の改修支援事業実施要綱（平成25年 2 月26日付け24水漁第1678号農林水産事務次官依命通知）第2の（8）の規定に基づき、提出する。

記

1 変更理由

2 変更の概要

（注）変更前と変更後を容易に比較対照できるように、別記様式第 1 号の別添平成〇〇年度H A C C P 対応のための水産加工・流通施設の改修支援事業計画の様式に準じて作成した変更後の事業計画を添付すること。ただし、当該変更の対象外となる事項については、変更後の事業計画に記載する必要はない。